平成２４年（フ）第２７１号
青森県東津軽郡今別町大字奥平部字奥村元20番地２
債務者　田中　和子
１　決定年月日時　平成24年９月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１５９１号
名古屋市中川区中島新町２丁目708番地　エクセル高畑104号
債務者　田原　一樹
１　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３５号
山口市黒川2577番地　プレミールＢ棟103号
債務者　小林　敏生
１　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１１２５５号
東京都西東京市芝久保町４丁目15―23
債務者　小海　恵子
１　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１２５６号
東京都中野区野方３丁目30―１―201
債務者　小林　隆一
１　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１２５７号
東京都練馬区大泉学園町５丁目12―18―101
債務者　高久　麻衣（旧姓田中）
１　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１３０１号
東京都世田谷区玉川２丁目28―25―201
債務者　才藤　　渉
１　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１３４５号
東京都世田谷区等々力３丁目21―22―201
債務者　萩原かず子
１　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１３５０号
千葉県東金市福俵826―６
債務者　福田　憲一
１　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１３５１号
千葉県東金市福俵826―６
債務者　福田布美子
１　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１３６３号
東京都品川区南大井６丁目12―５―201
債務者　松本　　稔
１　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１３７３号
千葉県千葉市若葉区桜木北３丁目１―１―101
債務者　立川　正子
１　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１３７８号
東京都大田区南千束１丁目６―８―201
債務者　久本　壽生
１　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１３８３号
東京都豊島区池袋３丁目35―９―101
債務者　濱田　龍司
１　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１３８４号
東京都江戸川区南葛西５丁目17―４―1114
債務者　庄司　幸導
１　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１３８８号
東京都渋谷区富ヶ谷２丁目42―４―302
債務者　児玉　裕紀
１　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部